

特定非営利活動法人 三鷹ネットワーク大学推進機構 平成 20 年度「民学産公」協働研究事業の応募要項

特定非営利活動法人三鷹ネットワーク大学推進機構(当機構)では、「民学産公」協働研究事業(以下、協働研究事業という。)を以下のように実施いたします。

1 事業への参加資格

(1) 基本事項

協働研究事業への参加条件は、以下のとおりとします。

- ア 当機構の正会員及び賛助会員であること
- イ 協働研究事業申請時まで、当機構の入会申請書を受理されていること
- ウ 協働研究事業を実施する際、可能な限り、複数の団体による技術の相互補完や共同開発に取り組む連携体制をとること
- エ 地域特性や産業特性を活かした内容を盛り込むこと

また、協働研究事業は、民学産公の連携による知的資源を活用した新しい技術やシステム、高付加価値製品の開発による地域に根ざした産業の支援・創出に寄与することを目的としています。具体的には、協働研究事業として採択されるためには、事業内容が当機構定款第4条に定められている特定非営利活動のどれかに関連していることが求められます。

(2) 過去に協働研究事業に採択された団体について

過去に協働研究事業に採択された団体につきましては、下記の点をご注意ください。

- ア 過去に実施した協働研究事業のテーマと、まったく異なったものであれば申請を受け付けます。
- イ 過去に実施した協働研究事業のテーマを、単に他施設等で再び実施する、ということではできません。
- ウ 過去に実施した協働研究事業のテーマについて、前回の協働研究事業で実施されなかった検証や、考察の結果導き出された新たな検証項目についての実験のみ、継続して実施することができます。また、これらは過去に実施した協働研究事業の報告書の考察に記載されていることが前提となります。
- エ ウの項目を充足していても、同一テーマでの協働研究事業としての取り組みは都合で2回までとさせていただきます。

2 協働研究事業の実施形態

協働研究事業の実施形態は、協定に基づくものとなります。いわゆる補助金交付による事業ではありません。協働研究事業を実施しようとする団体は、研究事業の採択後、協働研究事業に係る協定を締結いたします。

3 当機構の費用負担等について

- (1) 当機構が支出する協働研究事業支援経費(以下、支援経費という。)限度額は、協働研

研究事業経費総額の2分の1以内とします。つまり、協働研究事業を実施する際に、当機構の協定に基づく支援経費の他に、協定締結者が2分の1以上の経費を自己負担にて投入することが前提となります。

- (2) 協定に基づく支援経費の上限は、1件当たり500千円です。さらに、複数の団体による技術の相互補完や共同開発に取り組む連携体制をとる場合は、1件当たり上限100千円まで上乗せし、1件当たりの上限を600千円とします。
- (3) 協働研究事業を実施するにあたって、
 - ア 他の補助金、助成金及び寄付金等を併用して利用する
 - イ 何らかの理由があって、モニター等に実費負担等を求める
 - ウ その他、該当する協働研究事業に対して、当機構以外からの収入がある以上いずれかに該当する場合については、総経費からこれら経費を除いた額が、協働研究事業の総額となります。
- (4) 支援経費は、以下の内容以外には充当することができません。
 - ア 調査研究に係ること
 - イ 物品等の調達に係ること例えば、人件費や会議費、飲食費等には充当できません。
- (5) 当機構は、最終的に事業に要した実支出額と、申請のあった支援経費のいずれか低い額を支払い確定額とし、これを支払います。
- (6) また当機構は、協働研究事業が新規事業の創出に資する案件であると当機構が認める場合、協働研究事業の実施期間中に限り、無料で三鷹ネットワーク大学内にある起業支援スペースの利用が可能となります。利用の頻度や利用の形態などの詳細につきましては、改めましてご相談をさせていただきます。

4 契約期間

協働研究事業に係る協定の期間は、協定の締結日より、協働研究事業に係る協定を締結した日の属する会計年度の3月末日までと致します。

5 申請に必要な手続き

協働研究事業を実施しようとする者は、「民学産公」三鷹ネットワーク大学推進機構協働研究事業申請書に、当機構より特に指定等がない場合、収支予算書及び実施スケジュール表を添付して、当機構に提出して下さい。

6 計画発表会（事業実施のオープン化）

協働研究事業参加団体として採択後、当機構の会員である企業や大学等とのマッチングを目指した、計画発表会を開催いたします。この結果、事業に興味を示し、提案者と協働による研究を希望する会員がいた場合、これらの者との協働研究の可能性について可能な限り調整しなければなりません。調整の結果は、当機構まで報告が必要となります。

7 研究事業終了の条件等

- (1) 協定締結者は、協働研究事業に関する成果報告会を、公開形式により三鷹ネットワー

ク大学において実施しなければなりません。本件は協定締結に係る条件の一つとなりますので、必ず実施していただきます。(成果報告会は、他の協働研究事業参加団体とともに同一日に、合同実施となります。)

さらに、成果報告会終了後、学識経験者による講演会、地域の企業・大学等を招いた交流会・マッチングイベント等を開催し、持続的で多種多様な連携による交流ネットワークの形成・拡大を図りますので、必ずご参加ください。

(2) 協働研究事業が終了した後、速やかに報告書等の提出が求められます。当機構より特に指定等がない場合、事業実施者は以下の書類を提出することとなります。

ア 事業報告書

イ 収支精算書

ウ 収入及び支出を記載した帳簿の写し並びに領収書等の写し

8 事業報告書の公開

協働研究事業の成果物である事業報告書は、PDF形式のファイルとして、当機構のコンテンツとしてインターネット上に公開いたします。

9 秘密保持契約を締結することがあります

当機構及び協定締結者は、双方の秘密情報の保持及び、著作権等の権利関係に関して、別途秘密保持契約を締結することがあります。

10 応募期間

平成20年7月23日(水)～平成20年9月3日(水)

11 申請書等の送付先

〒181-0013

東京都三鷹市下連雀3-24-3 三鷹駅前協同ビル3階

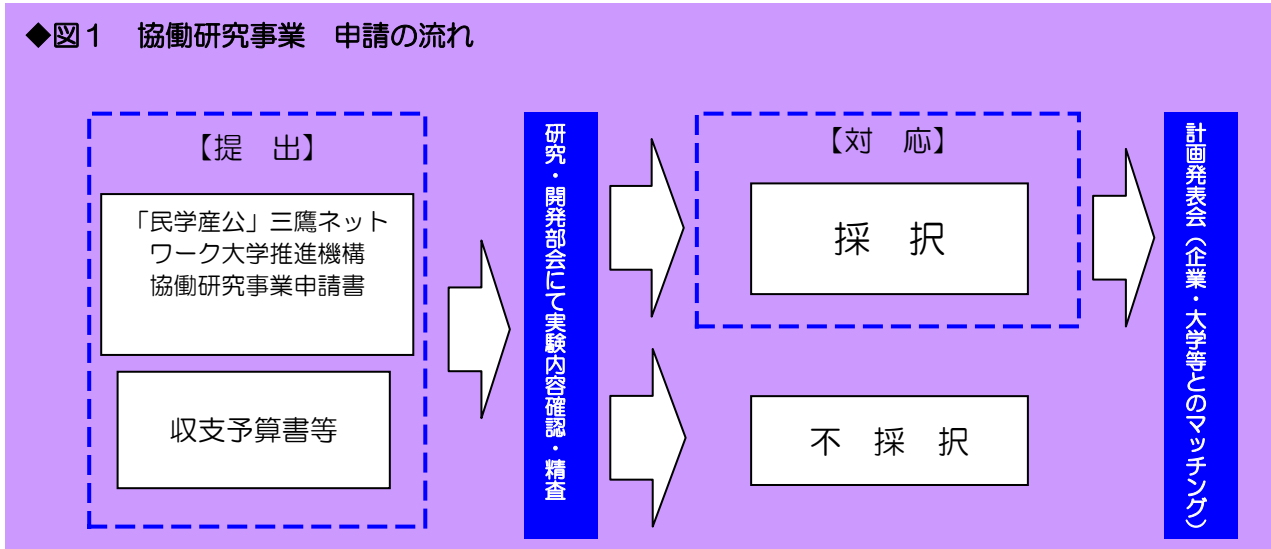
特定非営利活動法人 三鷹ネットワーク大学推進機構 担当 外山宛て

12 採択・不採択の決定

9月中旬頃に当機構企画運営委員会の学識経験者等で構成される研究・開発部会にて審議し、実施団体を決定し、採択・不採択を通知いたします。

協働研究事業 申請から支払いの流れ

◆図1 協働研究事業 申請の流れ



◆図2 協働研究事業 履行確認から支払いの流れ

